

旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領の概要

1 出張理容・出張美容を行う際の衛生措置

出張理容・出張美容を行う際に講じなければならない衛生措置を定める。（厚生労働省で定めた「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づいた内容とする。）

2 出張理容・出張美容を行う者に対する届出制度

旭川市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、必要事項（出張する理容師・美容師の氏名、出張理容・出張美容を行う場所、器具類の消毒方法等）について、保健所に届け出なければならないこととする。

(1) 届出の対象について

出張理容・出張美容を行うすべての者を対象とする。

※ 旭川市内の理容所・美容所に従事していない者（理容所・美容所の開設者より従事した旨の届出がない場合も含む。）については、届出時に以下の書類等を添付してもらう。

- ①理容師・美容師免許証の写し（届出時に原本持参）
- ②診断書（結核、伝染性皮膚疾患の2項目）
- ③携行品及び消毒設備の写真（届出時に携行品等を持参することも可）

(2) 届出したことの証明について

「出張理容・出張美容業務届出済証」（カード型）を交付する。

出張理容・出張美容を行うときには常に携帯し、関係者の求めがあったときには提示しなければならないこととする。

(3) 届出の有効期間について

有効期間（3年）を設定する。

有効期間満了後も引き続き出張理容・出張美容を行う場合には、更新の届出をしなければならないこととする。（届出時に既に交付を受けている「出張理容・出張美容業務届出済証」を添付してもらう。）

（参考）出張理容・出張美容を行うことができる場合については、法令等により次に掲げる場合に限られている。

- ① 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合
- ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合
- ③ 交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所・美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容・美容を行う場合
- ④ 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容・美容を行う場合
- ⑤ 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容・美容を行う場合